

コンサルタント等契約における 現地再委託契約ガイドライン

平成24年4月

独立行政法人国際協力機構
調達部

目次

第1部 はじめに

1. 本ガイドラインの目的..... 1
2. 再委託契約の原則..... 1

第2部 現地再委託契約の手続き

1. 平成18年に実施した手続き改正のポイント..... 3
2. 業務実施契約の締結..... 3
3. 現地再委託先の選定..... 3
4. 最低コストに基づく選定..... 4
 - (1) 指名見積入札による場合
 - (2) 指名見積競争による場合
5. 質およびコストによる選定..... 5
6. 随意契約..... 6
 - (1) 見積合わせの場合
 - (2) 特定業者との契約
7. 現地再委託契約の締結と JICA への報告..... 6
8. 契約書..... 7
9. JICA による再委託契約の事実確認..... 7
10. 履行確認と支払・精算..... 7
 - (1) 契約履行確認と報告
 - (2) 精算時の関係書類の提出
11. 第三者による抽出検査..... 8

第1部 はじめに

1. 本ガイドラインの目的

現地再委託契約とは、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）と本邦コンサルタント等（以下、「コンサルタント等」という。）との間で締結されるコンサルタント等契約（業務実施契約）において、現地リソースの有効活用、経費削減等の観点からコンサルタント等が契約業務の一部をローカルコンサルタントやローカルNGO、現地施工業者等に再委託するための契約をいいます。

本ガイドラインは、コンサルタント等が現地再委託契約を行う場合に踏まえるべき原則及び手続きについて、取りまとめたものです。

なお、業務実施契約において現地で締結するローカルコンサルタント等との雇用契約（契約上、特殊傭人費による雇用）は、本ガイドラインの対象とはなりません。

2. 再委託契約の原則

コンサルタント等は、JICA 事業が日本のODAの一環として行われるものであることを認識の上、信義に従い誠実に契約内容を履行することが求められており、それは現地再委託契約に係る業務においても同様です。

JICA の調達では、予算の適正な執行を担保するため、公正性・競争性・透明性の確保が調達の三原則として定められています。さらに、この三原則以外にも、協力の効果をより早期に発現させる趣旨から、迅速性も必要とされています。

また、JICA 事業における不正を防止するため、コンサルタント等にはコンプライアンス体制の確保と遵守が一層求められています。

【調達の三原則】

公正性・・・ルールに則り適正な手続きをおこなうこと

競争性・・・複数者による競争を通じて、より安価で質の高い調達に努めること

透明性・・・調達のルールやプロセスを出来る限り外部に公開すること

現地再委託契約は、本ガイドラインに基づき、コンサルタント等の責任の下で、委託先を選定し、契約を行い、履行を監督し、履行結果を検査し、支払いを行うこととなります。この現地再委託の実施過程において、JICA は発注者の立場から、以下の点について確認することとなりますので、コンサルタント等においても、しかるべく対応して頂くこととなります。

- (1) 業務実施契約締結時に、再委託業務の内容と再委託経費の妥当性について確認します。再委託業務の内容が十分確定していない場合は、内容が確定した後に契約変更して再委託経費を増額しますが、業務の特性（規模の小さなパイロット事業の再委託を五月雨式に行うため、逐次契約変更することに困難が伴うもの等）により必要に応じて、予め再委託経費を契約に含めた上で、業務内容の詳細を打合簿で確認する場合があります。
- (2) 入札を行う場合は、原則在外事務所員（若しくは、企画調査員、ナショナルスタッフ、現地派遣中の調査団等）が立会うこととします。
- (3) 現地再委託契約締結後、JICA の監督職員（当該権限が分任監督職員に委譲され

ている場合分任監督職員とする。以下同じ。)が、コンサルタント等の業務主任者(または副業務主任者。以下同じ。)から、締結した契約内容(契約相手方、契約金額等)の報告を受けます。業務主任者からの報告に基づき、JICAは、再委託先に契約内容の事実を確認させていただきます。

- (4) 必要に応じ、現地再委託契約の成果品について提示を求めます。ただし、提出までを求めることはありません。
- (5) 業務実施契約の精算時に、現地再委託契約の経費が正しく支払われているか証拠に基づき確認します。
- (6) 原則毎年度、業務実施契約終了案件を対象に、第三者による現地再委託契約の抽出検査を実施します。

第2部 現地再委託契約の手続き

1. 平成18年に実施した手続き改正のポイント

JICAは、現地再委託契約制度見直しに係る検討委員会での議論を踏まえ、業務実施契約等において行う現地再委託契約手続きについて、公正で質の高い事業の実現を図るべく、事後チェックの強化と事前手続きの合理化・効率化等の両面から見直しを行い、これまでの手続きを抜本的に改正しました。

改正のポイントは、①現地再委託契約締結後の契約内容の確認の徹底と現地再委託契約業務完了後の第三者による抽出検査の導入、②被援助国側の事業環境の変化にも即応できるよう、従来の現地再委託契約手続きにおける事前の審査・承認手続きを廃止し、コンサルタント等の責任を明確にした上で一定の裁量を与え、その契約手続きを機動的なものにすること、③一つの業務実施契約内で複数の現地再委託契約を行う場合、コンサルタント等の裁量で、現地再委託契約充当分経費の総額内において、各々の現地再委託契約経費の調整を認めること、としたことです。

2. 業務実施契約の締結

JICAは現地再委託を認める業務の内容、範囲（可能な限り精緻なものとし）を業務指示書に記載し、コンサルタント等に示します。また、その際に事前の調査で収集した現地業者に係る有用なデータがあれば可能な範囲で情報提供します。

コンサルタント等は業務指示書を踏まえ、JICAにプロポーザルを提出しますが、現地再委託業務についてJICAの業務指示書に記載がない場合であっても、現地再委託業務を提案することは可能です。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と現地再委託の契約手続き（入札、見積競争、見積合わせ等）、競争に参加を想定している現地業者の候補者名および現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。

JICAはプロポーザルの評価によって契約交渉相手方を選定した後、当該コンサルタント等に委託する業務内容について契約交渉を行います。契約交渉において、JICAはプロポーザルに記載された現地再委託業務の内容、範囲、必要な経費等について確認を行います。この契約交渉にて、現地再委託先の選定方法についても可能な限りJICA、コンサルタント等双方にて確認を行います。

3. 現地再委託先の選定

業務実施契約を締結した後、同契約で定めた現地再委託業務の範囲の中で、コンサルタント等は、現地再委託契約のための仕様書の作成、現地再委託先の選定及び契約の締結等の手続きを、自らの責任の下に行うこととなります。

なお、一つの業務実施契約内で複数の現地再委託契約を行う場合、コンサルタント等の裁量で、費目（中項目）「再委託費」の総額内において、各々の現地再委託契約経費の調整が可能です。また、現地再委託契約履行中に、自然災害など予測困難な事態が発生し、当初の現地再委託業務を大きく変更せざるを得ない場合は、業務主任者は、速やかに監督職員に報告・相談願います。双方にて協議を行い契約変更等の対応

を行うこととします。

【現地再委託先の選定のための方法】

現地再委託先を選定する方法は、大きく分けて以下の3つが考えられます。

- ① 最低コストに基づく選定（競争入札、見積競争）
- ② 質およびコストによる選定
- ③ 随意契約（見積合わせ、特定業者との契約）

なお、論理的には、質のみに基づく選定も考えられますが、「現地再委託」の業務については、その性質上、質のみに基づく選定を行う必要がある業務は想定していないことから、本ガイドラインではその方法について例示していません。

競争入札、見積競争、プロポーザル方式は、競争参加者の募集方法によって、①ウェブ、掲示等の方法により公告し、広く一般から募る方法、②事前の調査、カウンターパート機関等から入手した現地業者の情報等から、技術レベルや財務レベルなどを比較検討した上でコンサルタント等が参加者を指名する方法、の2通りに分けられます。当該国の商習慣や案件の特性、手続きに要する期間等も踏まえ、どちらを選択するかコンサルタント等が決定してください。

現地再委託先の選定方法及び手順はコンサルタント等の責任で決定されますが、以下、選定方式ごとの具体的な手順を例示しますので、参考として下さい。なお、競争入札、見積競争については、過去の実績を踏まえ、コンサルタント等が参加者を指名して選定するケースを例示しますが、特に入札金額が大きくなる場合、指名競争入札ではなく、一般競争入札を実施するよう努力願います。

4. 最低コストに基づく選定

測量やボーリング、施設建設など、ある一定の技術力（過去の実績等に基づき判断）があれば求める業務の実施が十分可能だと判断される業務を対象とします。具体的には、業務の規模に応じ以下の2つの方法が考えられます。

（1）指名競争入札による場合

競争参加者が一同に会し、価格を記入した札を封書にて提出し、契約充当可能額の範囲内で最も安価な価格を提示した者を契約者として選定する方法です。1,000万円超の再委託契約を締結する場合は、可能な限り、競争入札で再委託先を選定してください。

① 入札参加者の決定

入札に参加させる現地業者のショートリストを作成します（可能な限り5者以上）。その際、選定基準を明確にすることが重要です。

② 入札説明会（必要な場合のみ）

入札説明会を開催する場合は、ショートリストに記載された各者に対して、入札説明会の案内を出します。入札説明会当日は、技術仕様書、契約条件等の入札図書を配布し、入札に係る留意事項を説明の上、質問受付期限、入札日等を告げます。

③ 入札会

参加者の確認を行った上で、まず入札参加の資格条件を満たしているか否か

の審査を行います。審査をクリアした者に応札価格の提出を求め、最低応札価格を読み上げます。最低価格の札を入れた者が落札者となり、その入札結果を入札に参加したすべての者に伝えます。入札を実施しても当方の契約充当額内に収まらない場合は、最低価格提示者と随意契約交渉を行うことも可能です。

なお、指名競争入札では、参加者が1社となった場合、入札そのものが無効と判断されますので、ご留意願います。

④ 契約交渉・契約

応札価格が契約金額となり価格交渉は行いませんが、契約予定業者と契約内容（支払い方法を含む）について確認することが必要となります。なお、原則、入札図書に示した条件や仕様書の内容を変更することはできません。

(2) 指名見積競争による場合

複数者（なるべく3者以上）に対して見積依頼書を配布して見積書の提出を求め、最も廉価な見積りを提示した者を契約交渉相手方として選定する方法です。

① 見積依頼先の決定

原則複数者（なるべく3者以上）のショートリストを作成します。その際、選定基準を明確にすることが重要です。

② 見積依頼書の発出

選定された各者に対して見積依頼書（技術仕様書を含む。）を配布し、それに対する見積書の提出依頼を行います。その際、価格競争であることを明示し、見積提出期限を設定します。

③ 見積書の開封

締切り後、封かんされた見積書の一斉開封（非公開、ただし関係者複数人の面前）を行って、各者が技術仕様書の条件に合致しているか比較検討し、合致していない場合は同者を見積比較の対象から除外します。

技術仕様書の条件を満たしている者のうち、最低見積価格を提示した者を契約交渉第1順位とします。

④ 契約交渉・契約

価格交渉を行う必要はありませんが、契約予定業者と契約内容（支払方法を含む）について確認することが必要になります。なお、原則として見積依頼書に示した条件や仕様書の内容を変更することはできません。

5. 質及びコストによる選定

社会調査やコンピュータープログラムの構築など、価格競争のみではなく、技術面や業務従事予定者の能力・資格の評価等が必要な案件では、プロポーザル方式により技術評価／価格評価の両方を行って、現地再委託先を選定することも可能です。その場合の具体的手続きは、当該国の商習慣や国際機関等の類似事例を十分参考にし、コンサルタント等が決定してください。

6. 随意契約

(1) 見積合わせの場合

見積提出期限を特に定めず、提出された見積書を順次開封し、見積依頼条件に照らして発注者にとって最も有利な条件を提示した参加者を契約相手方に選定するものです。具体的には、業務従事予定者の履歴書と見積金額を見積書として徴取し、これらを総合的に評価して、契約相手方を選定する方法などが考えられます。

見積合わせについては、競争性のない随意契約に分類され、競争性が低いとされますので、可能な限り、100万円（工事の場合は250万円）以下の再委託契約に限定してください。また、価格交渉を行うこととしてください。

(2) 特定業者との契約

当該業務に必要な技術が特定の者にしかないことが明らかな場合等において、特定の者と契約しないと契約の目的を達することができない等の理由で、その特定の者と随意契約する方法です。

特定業者と随意契約する際は、特定業者に対して見積書および必要に応じてプロポーザルを依頼し、これらを受領後、その内容を精査し、契約交渉を経て、契約を締結します。

この方法で契約を締結する場合は、それに至る経緯・理由について、監督職員に提出する現地再委託契約に係る報告の中で明記するようにしてください。

なお、特定業者との契約についてはその契約金額の妥当性が十分確認できないため、コンサルタント等が再委託契約経費を支払う際に、現地再委託先の支出に関する証憑書類の確認等により精算作業を行う必要があります。具体的な証憑書類としては、直接人件費の精算には各業務従事者の業務実施工程表（またはそれに類するもの）が、その他の直接費の精算には領収証等が、それぞれ考えられます。これら証憑書類はJICAとの契約の精算時に提出する必要はありませんが、JICAとの契約の精算報告書の証拠書類と同様に、履行期間の完了した翌事業年度から起算して10年の間、保管して下さい。

なお、現地再委託先のキャパシティに応じて、直接人件費を除く直接費は再委託契約に含めず、コンサルタント等が現地再委託先に直接支便することも可能です。

7. 現地再委託契約の締結とJICAへの報告

業務主任者は、現地再委託先を選定し、契約を締結した後は速やかに監督職員に選定経緯と契約内容を打合簿の様式をもって報告してください。打合簿には、選定の報告書（様式は任意）と契約書の写し（英語以外の場合、和文もしくは英文の翻訳を添付）を添付してください。なお、選定の報告には以下の項目を含めてください。

- 1) 案件名
- 2) 再委託契約名
- 3) 再委託業者名（担当者名、住所、電話番号、Fax番号等）
- 4) 再委託契約履行期間
- 5) 再委託契約金額
- 6) 再委託業務の概要
- 7) 選定方法
- 8) 特定業者との随意契約を行った場合、その理由

この際、見積書の写し等を提出する必要はありませんが、JICA で選定手続きにおける関連書類を確認させていただく場合がありますので、書類は適切に保管願います。

8. 契約書

契約書に含めるべき基本的な項目は以下のとおりですが、契約書に関してもコンサルタント等がその責任と権限の下に、現地再委託先と協議の上、作成願います。なお、契約署名者は業務主任者名として下さい。それ以外の署名とする際は、選定の報告書にその理由を簡単に記載願います。

- 1) 契約件名
- 2) 契約年月日
- 3) 契約金額
- 4) 業務内容
- 5) 業務の履行期限
- 6) 支払い条件（前払い、出来高払い等）及び方法
- 7) 履行の監督又は検査
- 8) 契約の解除
- 9) 危険負担
- 10) 契約内容の変更又は履行中止の場合の損害負担
- 11) 瑕疵担保の責任
- 12) 紛争の解決方法
- 13) 成果品の所有権及び著作権の帰属
- 14) 第三者に及ぼす損害の責任
- 15) その他（準拠法、使用言語等）

9. JICA による再委託契約の事実確認

現地再委託契約について、コンサルタント等が選定経緯および契約書写しを提出した際、JICA は現地再委託先に対して再委託契約内容に関する事実（再委託契約の有無、契約金額、契約業務内容）の確認を行い、コンサルタント等からの報告内容と相違がないことを確認します。

確認は面談を通して行うことが基本ですが、在外事務所が無い場合や現地再委託先が遠隔地に所在する場合などは、電話等を用いる場合もあります。

10. 履行確認と支払・精算

（1）契約履行確認と報告

コンサルタント等と現地再委託先との間での契約締結後、コンサルタント等は成果品を完成させるために現地再委託先の監理・監督を行い、業務の履行を適宜確認します。現地再委託業務の内容に変更が生じた場合は変更契約書を締結してください。

履行が確認された後、契約に定められた条件に基づいて支払いを行います。支払いに当たっては、現地再委託契約に基づく支払いの事実確認を容易なものとするため、現金による支払いではなく、可能な限り銀行振込としてください。

現地再委託業務が完了した後、必要に応じ、業務主任者は監督職員に対し、現地再委託業務の成果品を提示します。監督職員は業務主任者からの報告を受け、（個別の再委託業務ではなく）本体契約業務全体の適切な進捗を監督する立場から、必要な確認を行います（現地再委託業務はコンサルタント等自らの責任で行いますので、監督職員は、現地再委託先がコンサルタント等に提出した成果品の検査は行いません）。

なお、現地再委託契約の成果品は、コンサルタント等が文書管理に係る規程を独自に定めている場合は、当該規程に基づいた保管・廃棄を行ってください。規程が定められていない場合は、5年間保管するようご協力願います。この際、データ等については2次加工したものを保管してください。

（2）精算時の関係書類の提出

コンサルタント等は、業務実施契約の完了に伴い、JICA 調達部に精算報告書を提出します。精算報告書に添付する現地再委託契約の精算書類として、①現地再委託契約書（写）、②選定経緯と結果の報告（打合簿）、③現地再委託先からの請求書及び領収書を添付してください。

JICA 調達部は精算報告書の確認時に契約書に基づき支払いがなされたかを確認します。

11. 第三者による抽出検査

JICA は、原則として毎年度、再委託契約業務の実施結果に関する抽出検査を実施します。同検査では、JICA 在外事務所が傭上する第三者が、現地再委託業務が契約書に基づき実施されたことを確認します。検査対象案件を実施したコンサルタント等には JICA の抽出検査への協力を個別に依頼しますので、必要な資料の提供等について協力頂くことになります。

以上